

提 案 書

令和7年3月14日

美咲町議会議長 松 島 啓 様

美咲町長 青 野 高 陽



次の議案を提出するから、議会において議決及び同意を経てください。

記

- | | |
|----------|------------------------|
| 議案第 45 号 | 令和6年度美咲町一般会計補正予算（第12号） |
| 議案第 46 号 | 工事請負契約について |
| 議案第 47 号 | 工事請負契約について |
| 議案第 48 号 | 工事請負契約について |
| 議案第 49 号 | 工事請負契約について |
| 議案第 50 号 | 工事請負契約について |
| 議案第 51 号 | 工事請負契約について |
| 議案第 52 号 | 財産の取得の変更について |
| 議案第 53 号 | 財産の譲渡について |
| 議案第 54 号 | 財産の譲渡について |
| 議案第 55 号 | 財産の譲渡について |
| 議案第 56 号 | 教育長の選任について |

令和 6 年 度

美 咲 町 歳 入 歳 出 補 正 予 算 書

岡 山 県 久 米 郡 美 咲 町

目 次

1. 美 咲 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第12号)	1
---------------------------------	---

美 咲 町 一 般 会 計

議案第 45 号

令和6年度 美咲町一般会計補正予算（第12号）

令和6年度美咲町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

上記の議案を提出する。

令和7年3月14日

美咲町長 青 野 高 陽

第 1 表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前金額	補正後金額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンター整備事業	847,314	1,164,659
2 総務費	1 総務管理費	美咲町多世代交流拠点整備事業	94,406	248,588
2 総務費	1 総務管理費	旭地域多世代交流拠点整備事業	110,905	117,314
8 土木費	2 道路橋りょう費	狭あい道路整備促進事業	6,000	16,400

議案第46号

工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和7年3月14日

美咲町長 青 野 高 陽

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美咲町条例第65号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 多世代交流拠点関連施設集約化事業
美咲町役場旭総合支所解体撤去工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 74,800,000円
(内消費税額 6,800,000円) |
| 4 契約の相手方 | 勝田郡勝央町勝間田225番地の5
佐藤建設株式会社
代表取締役 佐藤 公泰 |

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第 4 7 号

工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年美咲町条例第 6 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 多世代交流拠点関連施設集約化事業
旭町民センター解体撤去工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 契 約 金 額 | 5 4 , 2 7 2 , 6 8 0 円
(内消費税額 4 , 9 3 3 , 8 8 0 円) |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 美咲町西 5 9 3 番地
株式会社森脇興業
代表取締役 森脇 茂 |

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第48号

工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和7年3月14日

美咲町長 青 野 高 陽

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美咲町条例第65号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 多世代交流拠点関連施設集約化事業
旭文化会館解体撤去工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 48,619,890円
(内消費税額 4,419,990円) |
| 4 契約の相手方 | 美咲町西593番地
株式会社森脇興業
代表取締役 森脇 茂 |

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第 4 9 号

工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年美咲町条例第 6 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 公共施設集約化事業
柵原クリーンセンター解体工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 契 約 金 額 | 1 5 8 , 4 0 0 , 0 0 0 円
(内消費税額 1 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 熊本県熊本市南区野田 3 丁目 1 3 番 1 号
株式会社前田産業
代表取締役 木村 洋一郎 |

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第 50 号

工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 14 日

美咲町長 青 野 高 陽

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 65 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 美咲町大坪和コミュニティセンター整備事業
設計・施工業務工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 209,000,000 円
(内消費税額 19,000,000 円) |
| 4 契約の相手方 | (株) 山本工務店・(株) 丹羽建築設計事務所共同企業体
代表企業
津山市横山 399 番地 1
株式会社山本工務店
代表取締役 山本 幸治 |

構成員

岡山市北区内山下一丁目 4 番 21 号
株式会社丹羽建築設計事務所

代表取締役 丹羽 雅人

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第 5 1 号

工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年美咲町条例第 6 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 美咲町飯岡コミュニティセンター整備事業
設計・施工業務工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 契 約 金 額 | 4 1 8, 0 0 0, 0 0 0 円
(内消費税額 3 8, 0 0 0, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | ライフデザイン・カバヤ株式会社・株式会社ベン建築設計
共同企業体
代表企業
岡山市北区中仙道二丁目 9 番 1 1 号
ライフデザイン・カバヤ株式会社
代表取締役 窪田 健太郎 |

構成員

岡山市北区番町一丁目 1 番 6 号

株式会社ベン建築設計
代表取締役 大月 始

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第 5 2 号

財産の取得の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

財産の取得の変更について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年美咲町条例第 6 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 美咲町多世代交流拠点整備事業 行政棟什器備品取得のため |
| 2 取得品目等 | 行政棟什器備品 一式 |
| 3 取得金額 | 変更前 7 1, 5 0 0, 0 0 0 円
(内消費税額 6, 5 0 0, 0 0 0 円)
変更後 7 7, 4 7 3, 0 0 0 円
(内消費税額 7, 0 4 3, 0 0 0 円) |
| 4 取得の相手方 | 津山市戸島 6 3 4 番地 1 2
日笠商事株式会社
代表取締役 日笠 晴夫 |

提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

議案第 53 号

財産の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 14 日

美咲町長 青 野 高 陽

財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

（1）土地

所在地	美咲町下谷 388 番 1 外 3 筆
地 目	宅地
地 積	28,610.68 平方メートル

（2）建物

上記の土地に附随する建物及び建物に附帯する設備一式

2 譲 渡 金 額 15,050,000 円

3 譲渡の相手方 美作市福本 656 番地 2
株式会社美作マテリアル
代表取締役 井上 稔朗

提案理由

未利用普通財産の有効活用を図るため。

譲渡財産一覧

土地	所在地		地目	地籍 (㎡)
	岡山県久米郡美咲町下谷 3 8 8 番 1		宅地	22, 131. 00
	岡山県久米郡美咲町下谷 3 8 8 番 5		宅地	66. 00
	岡山県久米郡美咲町下谷 3 9 0 番 2		宅地	2, 328. 68
	岡山県久米郡美咲町柵原 7 3 2 番 4		宅地	4, 085. 00
	計		4 筆	28, 610. 68
建物	所在地		岡山県久米郡美咲町下谷 3 8 8 番 1 外	
	種類	構造		床面積 (㎡)
	管理棟	鉄筋コンクリート造平屋建		486. 26
	教室棟	鉄筋コンクリート造 3 階建		2, 304. 48
	技術教室棟	鉄骨造平屋建		415. 00
	渡廊下	鉄骨造平屋建		54. 79
	ランチルーム	鉄骨造平屋建		330. 42
	体育館	鉄骨造一部 2 階建		1, 824. 71
	武道館	鉄骨造平屋建		351. 33
	プール	コンクリート・鉄骨造		一式

議案第 5 4 号

財産の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財 産 の 表 示

（1）土地

所在地 美咲町大戸下 6 5 5 番 2 外 8 筆

地 目 宅地外

地 積 1 6 6 4 . 9 4 平方メートル

（2）建物

上記の土地に附随する建物及び建物に附帯する設備一式

2 譲 渡 金 額 9 4 7 , 4 9 4 円

3 譲渡の相手方 美咲町大戸下 7 0 9 番地の 2
H i c o r e ホールディングス株式会社
代表取締役 小郷 浩範

提案理由

未利用普通財産の有効活用を図るため。

譲渡財産一覧

土 地	所 在 地		地 目	地 籍 (㎡)
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 5 5 番 2		宅地	28.75
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 5 7		宅地	7.68
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 5 9 番 2		宅地	115.52
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 6 0 番 3		宅地	34.07
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 7 0 番 3		宅地	33.18
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 7 0 番 4		宅地	21.34
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 7 0 番 7		宅地	1401.00
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 7 4 番 2		公衆用道路	21.00
	岡山県久米郡美咲町大戸下 6 7 6 番 2		宅地	2.40
	計		9 筆	1664.94
建 物	所 在 地		岡山県久米郡美咲町大戸下 6 7 0 番 7	
	種 類	構 造		床面積 (㎡)
	体育館	鉄骨造平屋建		775.00

議案第 55 号

財産の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 14 日

美咲町長 青 野 高 陽

財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 65 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

(1) 土地

所在地	美咲町南 1076 番 6 外 5 筆
地 目	山林、保安林
地 籍	123, 861.00 平方メートル

(2) 土地に定着する財産

上記の土地上の立木（20, 547 本）

2 譲 渡 金 額	18,000,000 円（内消費税額 1,500,000 円）
-----------	---------------------------------

3 譲渡の相手方	美咲町江与味 1133 番地
	江与味製材株式会社
	代表取締役 難波 高明

提案理由

森林資源の有効活用を図るため。

譲渡財産一覧

土 地	番号	所 在 地		地 目	地 籍 (㎡)
	1	岡山県久米郡美咲町南 1 0 7 6 番 6		保安林	6, 340. 00
	2	岡山県久米郡美咲町南 1 8 7 8 番 2		保安林	34, 182. 00
	3	岡山県久米郡美咲町南 1 8 7 8 番 1		山林	15, 278. 00
	4	岡山県久米郡美咲町南 1 8 8 9 番 1		山林	28, 290. 00
	5	岡山県久米郡美咲町南 1 8 9 7 番 1		山林	39, 603. 00
	6	岡山県久米郡美咲町南 1 8 7 8 番 3		保安林	168. 00
	計			6 筆	123, 861. 00
立 木	所 在 地		岡山県久米郡美咲町南 1 0 7 6 番 6 外		
	樹 種	材 種	本 数 (本)	材 積 (㎡)	
	スギ	一般	918	1, 387. 12	
		低質	102	135. 32	
	樹 種 計		1, 020	1, 522. 44	
	ヒノキ	一般	16, 008	5, 168. 01	
		低質	3, 519	587. 38	
	樹 種 計		19, 527	5, 755. 39	
	合 計		20, 547	7, 277. 83	

議案第 56 号

教育長の選任について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 14 日

美咲町長 青 野 高 陽

教育長の選任について

美咲町教育長に下記の者を選任したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	津山市北町 29 番地の 3
氏 名	藤 原 敬 三 昭和 40 年 6 月 23 日生

提案理由

任期満了に伴い、教育長を選任するため。

履 歴 書

住 所 津山市北町29番地の3

氏 名 ふじ 藤 わら 原 けい 敬 ぞう 三

生 年 月 日 昭和40年6月23日

学 歴

昭和63年3月 国立大阪教育大学教育学部卒業

経 歴

昭和63年4月 岡山県立誕生寺養護学校教諭
 平成 3年4月 勝山町立勝山小学校教諭
 平成 8年4月 久米町立喬松小学校教諭
 平成13年4月 中央町立加美小学校教諭
 平成17年4月 岡山県教育センター指導主事
 平成19年4月 岡山県総合教育センター指導主事
 平成24年4月 岡山大学大学院教育学研究科准教授
 平成27年4月 津山教育事務所総括参事
 平成29年4月 岡山県総合教育センター教科教育部長
 令和 2年4月 美咲町立旭小学校長
 令和 5年4月 美咲町立旭学園校長
 現在に至る